

当座勘定規定（あきぎんホームチェック）

改正後	現 行
<p>当座預金（あきぎんホームチェック）（以下、「この預金」という。）は、次の規定により取扱います。</p> <p><u>第1条（当座勘定契約の成立）</u></p> <p><u>当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。</u></p> <p><u>第1条の2（当座勘定への受入れ）</u></p> <p>（省 略）</p> <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>（省 略）</p> <p>(2) <u>前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>（以 下 省 略）</p>	<p>当座預金（あきぎんホームチェック）（以下、「この預金」という。）は、次の規定により取扱います。</p> <p><u>第1条（当座勘定への受入れ）</u></p> <p>（省 略）</p> <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>（省 略）</p> <p>(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（以 下 省 略）</p>